

胆振東部地震災害関連 中小企業等経営・金融支援施策説明会・相談会のご案内

平成30年9月6日の地震災害に関し、経営に影響を受けた中小企業者等の皆様を対象に、経営・金融に関する施策説明会・個別相談会を開催します。

融資、雇用、法務、経営など、関係機関に直接、相談・質問などができますので、お気軽にこの機会をご利用ください。(説明会終了後、同会場内にて相談会を実施します。)

日時・場所

平成30年11月30日(金) 14:00~16:30
釧路市交流プラザ さいわい 多目的ホール(大)
(釧路市幸町9丁目)

主催・共催・協力

[主催] 北海道、釧路総合振興局

[共催] 北海道経済産業局、北海道財務局、北海道労働局、(株)日本政策金融公庫、北海道信用保証協会、(公財)北海道中小企業総合支援センター、北海道弁護士会連合会、北海道行政書士会、北海道商工会議所連合会、北海道商工会連合会

[協力] 北見信用金庫、帯広信用金庫

参加機関

公共職業安定所(ハローワーク釧路)・・・雇用保険や各種助成金(雇用関係)に関するご相談

(株)日本政策金融公庫・・・個人企業や小規模・中小企業向けの融資のご相談

北海道信用保証協会・・・融資の際の保証制度についてのご相談

北海道財務局・・・金融機関とのお取引についてのご相談

北海道経済産業局・・・中小企業支援施策のご案内

(公財)北海道中小企業総合支援センター・・・設備貸与、補助金など中小企業への総合支援

北海道行政書士会・・・各種書類作成、契約についてのご相談

北海道商工会連合会・釧路商工会議所・・・経営指導員による金融、税務等全般的な経営相談

北海道・・・北海道の融資制度(災害融資等)、信用保証料補助のご案内

[申込先] 釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課(担当:鈴木)

FAX番号: 0154-41-0967

Eメール: kushiro.shoko1@pref.hokkaido.lg.jp

電話番号: 0154-43-9182

[締切] 平成30年11月22日 ※ 当日参加も可能ですのでぜひお越しください。

「胆振東部地震災害関連中小企業等経営・金融支援施策説明会・相談会」

申 込 書

申込先：釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

F A X : 0 1 5 4 - 4 1 - 0 9 6 7

| | |
|---------|--|
| 貴社(団体)名 | |
| 所在地 | |
| 電話 | |
| F A X | |
| 職・氏名 | |

※以下の項目については、相談を希望する方のみ記載をお願いします。

| | | |
|--|---|---|
| 相談区分 (希望欄に <input checked="" type="checkbox"/> をつけて下さい) | <input type="checkbox"/> 融資関係 <input type="checkbox"/> 経営関係 <input type="checkbox"/> 法律関係 <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> 雇用・労働関係 <input type="checkbox"/> 補助金関係 <input type="checkbox"/> 支援策の情報 |
| 相談内容 | | |

支援策の例（北海道）

○災害復旧融資制度

- 融資対象：胆振東部地震の直接又は間接の被害により影響を受けているもの
セーフティネット保証4号の認定を受けたもの
- 資金使途・融資金額：設備資金8,000万円以内、運転資金5,000万円以内
- 融資期間：10年以内（据置2年以内）
- 融資利率：固定金利：年1.0%（融資期間5年以内）、年1.2%（融資期間10年以内）
変動金利：年1.0%（融資期間が3年を超える場合に限る）

○信用保証料補助制度

- ・道の災害復旧融資制度をご利用される方の信用保証料を補助します。

厚真町、安平町、むかわ町に事業所を有する方
上記以外の市町村

保証料の全額補助
保証料の1/3補助